

1. 件名:MHI 原子力研究開発株式会社核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請に係る行政相談
2. 日時:令和4年7月25日(月)13時15分～14時00分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
真田安全審査官、矢野安全審査官  
MHI 原子力研究開発株式会社  
安全管理部長 他7名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
・NDC の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の江田です。本日は
0:00:07	N E Cからですね保安規定の変更認可申請に係る行政相談ということで行政相談を行いたいと思います。
0:00:16	資料を作成いただいておりますのでまずその資料の内容からご説明をよろしくお願いたします。
0:00:23	はい。N D Cのウワダイです。
0:00:26	では早速、資料の説明。
0:00:29	それからいたしたいと思います。
0:00:48	少々お待ちください。
0:00:59	はい。こちら見えておりますでしょうか。
0:01:06	原則清掃お願いする資料見えております。はい。
0:01:10	それでは早速、N D Cの核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について、行政相談資料をまとめましたので発表していきたいと思えます。
0:01:22	まず1 ページ目ですが、変更の概要となります。
0:01:26	変更内容は以下3点でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:29	①、電話 4 年 5 月認可の核燃料物質使用許可申請書記載内容の反映という ことで、
0:01:38	一部燃料デブリのと、燃料取扱追加による変更でございます。
0:01:44	こちらにつきましては、核燃料物質の年間使用予定量の変更、及び核燃 料物質の貯蔵施設の最大収納量の変更を行っております。
0:01:56	2 点目、こちらは、不燃管理区域内における線量当量率等の製品の見直 しということで、
0:02:05	長期休日における測定事項の補足を、
0:02:10	こちらを追加いたしました。3 点目としましては、保安規定内容、記載 内容の適正化というところで、関連文書の改定に伴う適正化等を行って おります。
0:02:23	次のページに行きます。
0:02:27	まず 1 ポツ目ということで、1F 燃料デブリの取扱追加による変更、3 分 の 1 です。
0:02:35	核燃料物質使用許可申請書、こちら、令和 4 年、
0:02:40	5 月認可にて、新たに 1F 燃料デブリの取り扱いを追加したことによ り、記載内容の変更を行いました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:48	まず 1 点目、核燃料物質の年間使用予定使用量の変化、変更、変更点。
0:02:56	使用済み燃料初期濃縮度 5%未満、3.7 テラベクレル以上のもの、こちらを 4000 k g、いうから、
0:03:06	3999.99 k g、いうに変更しております。
0:03:11	また、1 燃料作り、追加に伴いまして、使用済み燃料 1F 燃料デブリ初期ノウゾウ 5%未満、こちらを 10 グラムいう、新たに追加しております。
0:03:26	2 点目に、核燃料物質の貯蔵施設の最大収納量の変化ということで、終了後の支援要請ベスト 0 ピットに変更を行っております。
0:03:40	次に、3 分の 2 ということで、変更後の表を示しております。
0:03:55	こちらの中で、年間使用予定使用料、財政所。
0:04:00	こちらの部分で使用済み燃料を変更を行っております。
0:04:08	次のページに行きます。
0:04:14	次にこちらが貯蔵施設の最大収納量というところで、こちらの上から 3 番目。
0:04:22	主権ご支援用ストレージピット。
0:04:25	こちらに関して最大収納量の変更を行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:29	また、
0:04:31	一部燃料デブリを含むと記載をしております。
0:04:36	申し訳ありません。ちょっと一点修正あります。こちらのプレスピットの使用済燃料のところ、四角部分、取扱量には変更収納量には変更はなく、
0:04:48	赤書きにあります、一部燃料デブリを含むというところは追加で失礼いたしました。
0:04:57	続きまして、②管理区域内における線量当量率等の測定頻度の見直しということでその3ページでございます。
0:05:07	こちらにつきましては、管理区域内における線量当量率等の測定について、長期休日で放線作業、こちらが行われない場合の測定機能、こちらを見直し、
0:05:20	下記変更備考の追記を行いました。
0:05:24	なお、測定頻度の見直しにつきましては、使用規則及び解釈、こちらを参考にして条件つきとしております。
0:05:36	こちらの内容の対象につきましては、下記の測定頻度を、週1回としているものを対象としております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:44	具体的には、外部放射線に関わる線量当量率、万一及び月 1 回の測定を除くと書いてあります。
0:05:52	また、空気中の放射性物質濃度の測定、
0:05:56	表面密度の測定、こちらも月 1 回の測定を除き、
0:06:00	書いております。
0:06:02	変更点につきましては、保安規程別表第 9 にて記載をしております。測定頻度に浅野書きの備考を追加しております。ということで、米印。
0:06:13	主要施設における放射線作業が、
0:06:17	1 週間を超える期間内に行われなときは、
0:06:20	当該期間内の測定を要しない。
0:06:24	ただし、この場合にあっても、1 月を超えない期間内で 1 回以上、測定するものとするという記載を追加しております。
0:06:33	的なページいきます。
0:06:35	実際に表に追記しルールがこちらでございます。
0:06:42	この中の対象は、米印で、記しております。
0:06:48	外部放射線に関わる線量当量率等に追記や、つきましては、管理区域内において週 1 回のサーベイ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:56	空气中濃度法生物の濃度の測定についても週1回、
0:07:01	表面三森児童の週1回、知覧部分について対象にして、下記の補足を追加しております。
0:07:17	また、衛藤さん。
0:07:20	丹野さん。次のページいきまして、9別表ということで、保安規定の反映箇所、もう1点ございます。
0:07:28	別表16核燃料物質の使用等に関する記録。
0:07:32	この部分にも、
0:07:38	放射線測定、サーベいの踏襲が定められておりますので、こちらにも、
0:07:44	米印を記載させていただいて、こちらの下記の補足を追加させていただいております。
0:07:58	続きまして、3ポツ、
0:08:01	記載内容の適正化についてです。
0:08:04	適正化は以下の通りということで、①、関連文書の改正に伴う適正化。
0:08:10	NDCない社内にあります、各マネジメントシステム、品質、環境、安全衛生、それぞれのマニュアルにつきまして、今回効率化を図りまして統一をしたことにより、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	マニュアル、品質マニュアルの一部が変更されたため、保安規定への反映を行いました。
0:08:30	②としましては、その他、警備欄記載の適正化というところで、保安規定内にあります図番号の修正、保安規定内訓練記載箇所がございますが、そちらの適正化を行っております。
0:08:47	①につきましては、記載内容の適正化ということでこちらに示しております。
0:08:52	次のページをお願いいたします。
0:08:55	第2章、保安及び保安品質マネジメントに関する組織の中の記載で、品質保証マニュアルと記載がある部分、こちらの部分を、
0:09:05	品質環境安全衛生補修マニュアルと、保証マニュアルと言った名称に変更しております。
0:09:13	また、品質マネジメントシステム、
0:09:16	品質目標、こちら2点につきましても、保安品質マネジメントシステム、
0:09:21	保安品質目標にそれぞれ変更しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:25	また 3 点目、保安品質保証責任者の選任につきましては、文言の追記と いうところで、
0:09:33	社長は自立推進品質管理部長、括弧、ただし、管理思想があるかのもの を指名することもあり得るといった文言を追記しております。
0:09:51	以上が、行政相談資料の説明となります。
0:09:59	作成者野原ですご説明ありがとうございました。それでは説明内容につ いて何点か確認させていただければと。
0:10:06	まず変更内容の 1 点目、一番上の取り扱い変化する変更ってのはいわゆ る許可の反映仕様変更とかの反映ということで先日とか、
0:10:17	された内容一部エネルギーを取り扱うということに関する変更というふ うに認識されてますしてますけど、そういう理解でよろしいでしょ うか。
0:10:27	はい。その通りでございます。はい、池野です。その点に関して量とか が変更になるのはご説明の通り、わかった。
0:10:39	んですけれども、その他、変更するところがルーン、その他変更する ところもあるけれども今、代表的なところとして今量を上げてるのかそれ ともここだけしか変更がないっていう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:52	何か今のところ、どんなような感じなんですか。
0:10:56	NDCウワダイです。①、9ヶ所の範囲につきましては、この記載部分のみとなります。
0:11:04	原子炉規制庁矢内です。その他、例えば1F燃料デブリ言うと、他の燃料をとの取り扱いの、
0:11:14	制限みたいなそういうのが、
0:11:16	保安規定上は特に今のところは、
0:11:19	ないかどうかというのは変更の審査の時に、確認させていただければ なと思いますんでその辺の整理とか検討は申請の申請までにはちょっと さしていただければなど。
0:11:32	思っております。
0:11:34	NDC笑いですかしこまりました。
0:11:37	はい。
0:11:39	閉塞性じゃないのです。におきまして、
0:11:44	二つ目の変更内容について、
0:11:47	確認させていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	これは許可反映というよりも見直しがあるというふうはまだなのであの辺、変更許可を受けて、
0:12:01	判定を直すという内容ではないということによろしいですか。
0:12:06	はい。NDCウワダイです。はい。その通りです。
0:12:10	はい、原子炉規制庁、もちろん許可整合も含めて併せて審査の際には説明をしていただけるといふふうに認識しておりますけれども、それもよろしいですね。
0:12:24	NDCウワダイです。はい。よろしくお願いいたします。はい。原則、その中で、審査の中で多分確認していくと思いますけれども
0:12:34	今まで長期休日等でも今まで週1回やってたものをやめると、どちらかで減らす方向。
0:12:44	になると思うので、あと、理由というか
0:12:49	そうしてもいいよと、というようなところの具体的な
0:12:53	説明については審査の中で一番確認していくところになるかなと思ってますので、
0:13:01	なのでこの週1回のやつを減らしてもいいというそちらの今の説明があった使用規則及び解釈。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:09	まあさ施設っていうのがあると思うんですけどもその辺の具体的な根拠等は示していただきたいなと思ってますし、あとは今も、今わかってる範囲でいいんですけど、この使用者数における放射線作業というのは具体的に、
0:13:25	どんなようなこと。
0:13:26	を想定されているんですか。
0:13:31	はい。NDCウワダイです。
0:13:34	当該該当施設に関わる放射線作業計画書、こちら謄本規定に基づくや高知線作業計画、
0:13:44	こちらが提出されている作業放射線作業。
0:13:47	が行われている期間内を指しております。
0:13:53	作成者ヤノです。ごめんなさい。そういうのは具体的な、なんだ検査とかそういうのは特には。
0:14:01	ないってことですか。
0:14:11	NDCウワダイです。すいません。ちょっと確認いたしますので少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	安部。薄井天野教授今日は主審査じゃないので、そういうところも含めてですかね。申請された際には説明をしていただく必要があるかなと思ってますというのが我々の今説明を受けた中での
0:14:32	懸念事項っていうか、そんな感じです。
0:14:36	はい、NDC 払いです。わかりました。かしこまりました。
0:14:47	規制庁サナダですけれども、今、
0:14:50	矢野が申し上げた通りなんですけど、
0:14:56	あれですが、
0:14:57	多分この申請っていうのはその保存世代ではないと思うので、
0:15:04	申請書に記載されている内容、あと
0:15:09	申請が終わったらその初回でヒアリングしますけどパワポで、
0:15:14	我々の書類を作っていないといけないから、その観点で、必要な情報を入れて欲しいんです。なのでその、
0:15:23	5 ページ目の、
0:15:25	使用規則と解釈と他施設の保安規定を参考にしました。
0:15:30	ていうのは具体的に何なのかっていうところ。
0:15:38	使用規則の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:40	どこの部分を参考にすると。
0:15:42	こういう表現ができるとか、
0:15:45	使用期初使用規則解釈で何か、なぜ参考になったのかちょっとわかんないんだけど、解釈でも、変更していいと思われるところがありましたとか他施設ってというのは具体的に、
0:15:57	何なのか。
0:16:00	ていうのを出してもらえれば特に他施設でもん0になってるわけだから、
0:16:05	この変更内容自体が特別なものじゃないはずなので、
0:16:12	変更すること自体は問題はないと思うんですけど
0:16:17	どういう理由で変えたのかっていうところはちょっとし、
0:16:21	ちゃんと。
0:16:22	資料にしてもらいたいんですよね。
0:16:25	なので変更申請書の、
0:16:29	備考欄とか
0:16:32	最初の変更の内容とか自由とか中神のところで、
0:16:35	書けるものであれば書いてもらって、そこに書くような話がなければ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:41	初回の面談の資料に入れてもらうみたいな感じで、ちょっと工夫してもらいたい。
0:16:47	ていうのがまず1点。
0:16:49	2点目がちょっと矢野が言いましたけど、この
0:16:52	ところ、
0:16:54	使用施設における放射線作業ってのは具体的にどういうもの。
0:17:00	なのかっていう、法案規定で明確にするようにっていう話じゃないと思うんだけど、
0:17:05	定義ですよ。
0:17:07	主要施設における保安放射線作業作業の定義っていうのを、
0:17:12	多分他施設ではこの
0:17:15	これを具体的に定義してない、ないっていうことだと思うんです。その他システムを具体的に定義してるんだったら、書く必要があると思うんだけど、そうでもないということであればほぼ、
0:17:25	使用施設における放射線作業っていうのは具体的にどういう定義なのかっていうのを面談資料の中で、
0:17:33	申請がされた後の初回の面談の資料で出してもらえればと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:38	いうふうに思います。
0:17:41	ここまで大丈夫ですか。
0:17:46	はい、NDCウワダイです。
0:17:49	江藤。
0:17:52	申請の理由につきましては、こちらでもう一度、しっかりと整理して、次回申請のタイミングで、明確にできるように、準備をします。わかりました。
0:18:04	はい。放射性作業の定義につきましても、同様に面談の際に、しっかりと説明ができるように準備をしておきます。わかりました。
0:18:15	ちなみに今、回答できる範囲で、したいんだけど
0:18:19	使用基礎工参考にしのところはどここの条文のことなんでしたっけ。
0:18:25	NDC払いです。
0:18:28	主要規則の参考というのは、クリーム物質の使用等の、
0:18:35	関する規則、こちらの記録の部分第2条の11項に書かれております。
0:18:41	頭はそうですね、新野課長。
0:18:44	南條でしたっけ。
0:18:47	第2条の11です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:49	2 条の 11 の。
0:18:51	そこでその中にあります、
0:18:55	に、放射線管理記録の、今です。
0:18:58	2 の方は、
0:19:15	右のはなんだけど、
0:19:18	結局新野派で言ってるのは
0:19:22	何だろう。
0:19:24	1 週間、
0:19:27	41 条該当だと。
0:19:29	1 週間。
0:19:33	って書いてるわけですよ。
0:19:35	なんだろう。
0:19:40	使用規則に基づいて週 1 回ってもともと規定してるんですよ。
0:19:47	はい。
0:19:48	だからその、
0:19:49	何ていうかその 1 市、
0:19:52	使用設置における放射線作業が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:55	1週間以上ないとき、
0:19:58	はいない。
0:20:00	とおっきいのことを使用規則では何か言ってるんですけど。
0:20:08	N A C マチダですけれども、うん。その中ではその分、その1週間作業がない云々という定義はないんですけれども。うん。
0:20:18	2号のハの会社によってですね。
0:20:25	41条の確保に関わる昨年度物を使用する場合には1週間と。
0:20:31	いう記載をどういうふうに解釈するかというところがあるんですけども。うん。そういった物を全く使用しないということであればですね。
0:20:40	1週間に縛られることはないのかなという解釈も成り立つというふうに考えています。そういうことですね。なるほど。なるほど。
0:20:50	8節もそういうロジック。
0:20:52	わかんないけど、
0:20:55	場所ですけれども、ちょっと竹IIはどうなのか未確認ですけれども、うん。
0:21:03	おそらく、類似の考え方をされているのではないかなと思います。なるほど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:09	だから多分これ、結論としてはいいはずなんですよ。なぜなら、他施設がOKだから、
0:21:14	結論としてはいいはずなんだけど、その規則、
0:21:19	そっか、他施設の話もちゃんと入れてもらった方がいいと思うんです。
0:21:24	疑義が生じたときにいやいやとその他施設でも、こういう考え方で、本件認可取ってますっていうのは重要な情報だから、それは入れてもらうと思うんですけど。
0:21:36	木曾教頭。
0:21:38	規則上も問題がなくて、
0:21:42	庄雪という関係でも、
0:21:45	何かオリジナルなことをやってるわけではないっていうのでちょっとな んちゅうか、
0:21:50	解説っていうか、
0:21:52	まさに新居が言った話なんだけど規則解釈。
0:21:55	施設の保安系を参考にしている部分。
0:22:00	ちょっと膨らませてもらうっていうことに尽きるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:04	はい。なんでちょっとそれをまあそれはちょっと面談資料になっちゃうのかもしれないんだけど、
0:22:10	どうというロジックなんですっていうのを、ちゃんと整理してもらえば、
0:22:16	いいと思うんですけどね。
0:22:19	N D C 払いです。
0:22:21	かしこまりました。次回、申請後の面談に関しては、準備を進めて参ります。
0:22:29	それぐらいで、原子力規制庁今野ちょっと松田さんの御説明時にあったけど、41 条の該当の実習が非常に効いている。
0:22:40	燃料を使用しないから、使用方法、使用しないのでっていう解釈で、1 週間じゃなくていいというような判断をされる。
0:22:49	場合であってももちろんその例えばその該当まで行かない量は非該当程度の量を、
0:22:56	しか使わない。
0:22:57	お医者さん作業がある場合もちろんそこは 1 週間に 1 回やるっていう意味でいいですよ今やられようとする変更って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:07	これちょっとわかりづらかったんですけど、
0:23:11	うれしいマチダですけども、
0:23:13	ヤノそうおっしゃる通りなんですけれども、該当しない量を使う場合は ですね、そちらの、この表の欄にあるように、
0:23:26	毎月1回ってというのはどうしてもやらなきゃいけば、ならなければなら ないと、いう義務がありますので、これは必ずやると。
0:23:35	ただ41条の、
0:23:37	止める、量を使用しないと。
0:23:41	いう時であれば、1週間にとられることはないと。
0:23:45	いうふうな考え方です。
0:23:47	原子力成長や差配そういう考え方ってのはわかったんですけども今やろ うとしている変更内容としては、
0:23:54	0のとき、1週間に取り扱う放射性物がゼロのときに、
0:24:00	1ヶ月にするっていうそういう変更だというふうに理解してるんですけ ど、そこは正しいです。それでも0じゃなくて、
0:24:06	0から41、該当の量までの間使用する場合は省くっていうことをしたい のかっていう、その辺がちょっと今確認しちゃったんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:16	NDCマチダですけれども、ちょっと説明不足で、法令の解釈としては、私が申し上げたような解釈になるかと思うんですが、我々の今回申請したい中身としてはですね、
0:24:29	該当しないような量を使う場合、
0:24:33	に、きちんとがですね、使用するという事で考えてますので、
0:24:37	全くそういったものを取り扱ったのが1週間と。
0:24:41	いうふうに考えております。
0:24:44	はい。臨床研修承知いたしましてその辺も含めて先ほど佐久間から言いましたけどもどのような具体的な作業とかも含めて実際どういうふうにするのかっていうと今まではデモややられてたんですよ全くしなくても、
0:24:59	車対応されてたりと全く補正されなくても測定したりとかあとは結局その種1毎日測定するやつは結局やるのがやるので、
0:25:10	全部が全部なくなるわけではないっていうことなんです。
0:25:15	吉井町田です。おっしゃる通りでございます。原子力規制庁、そういうような関係も含めて具体的な説明する時にですね、結局、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:25	どういふときにやんないのかっていうのが説明しやすいように、ちょっとご協力いただけると助かる。
0:25:32	はい。鍋島千田です。了解しました。はい。
0:25:35	やっぱそれはあるのかなあ。
0:25:41	読み方を見る限りその月1回、
0:25:45	記録すべしっていうことなんだけど、
0:25:51	該当の各年を使う場合によっては週1回、
0:25:55	1だったら、
0:26:00	うん。
0:26:03	ひと月を超えない期間内であればいい。
0:26:10	ういうどっちか。
0:26:18	41条該当の量。
0:26:22	建屋内で41条該当の量を各年を使わなければ、
0:26:28	41条該当せずやって、週1回測る必要はないってそういうロジックなんですかね。
0:26:35	ハレーションマチダですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	この第2条の11がそういうふうに解釈することもできるというふうに考えております。
0:26:47	あと、他施設、圧雪ワースト8セットのヒアリングをしたかどうかわかんないんだけど、
0:26:56	NBC間違いですけども、
0:26:58	他施設つうの、保安規定についてはですね、規制庁さんの方でアップされている保安規定の面談記録、そういったものからピックアップしてます。はい。
0:27:13	面談記録なあ。
0:27:16	面談記録等の中で、マスクングされてますけども。はい。なるほど。
0:27:31	そういうことなんで。確かに、
0:27:36	ありますね。
0:27:45	なるほど。
0:27:48	だから内容としてはいいんだけど、
0:27:56	うーん。
0:28:07	もしこれが内容他施設がこれが内容としてよくないんだったら、検査で何か言われたから、そうじゃなくて、淡々と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:20	原子力規制検査、ペナルティ比べるわけさ、問題はないと思う。
0:28:26	わかりました。ちょっと素行は多分、
0:28:30	我々も、
0:28:32	上げていく過程でいろいろ、
0:28:34	説明できないといけないので、
0:28:37	ちょっとそちらでもちょっと何か
0:28:41	準備しといてもらえればと思いますけど。はい。
0:28:44	はい、どうぞ。
0:28:50	あんま準備できるものもありますね。
0:28:55	はい。
0:28:56	はい、じゃあ、現職成長への最後記載の適正化の件ですけれども関連文書の改定に伴ってかということで対処が変わるのはまあいいんですけど、
0:29:08	マニュアル内容が一部変更されたっていうのが、9ページに一番下のところですか専任のところが変わったっていうところなんですけど、内容の変更と、
0:29:21	NDCウワダイです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	こちらの最後のページ、9 ページに記載されている、例えば品質保証マニュアルが、名称の変更によって、
0:29:34	品質環境安全保障マニュアルというマニュアル名に変更されたので、これを保安規定に反映させております。
0:29:42	また同じように、品質マネジメントシステム、品質目標につきましては、現状では品質マネジメントシステムと、名称にしてしまうと、上の、環境安全保障、衛生保障こちらについても、
0:29:57	品質マネジメント指針に定めておりますので、どの品質マネジメントシステムだか、特定できませんので、こちらを変更して、保安に関わる品質マネジメントシステム、保安品質マネジメントシステム、
0:30:11	保安品質目標という所、名称に変更しております。
0:30:15	なので、衛藤。
0:30:17	一番下だけではなくて、こちらのポツ三つすべてが江藤マニュアル、名称、マニュアルの変更内容に伴う、保安規定の変更となります。
0:30:28	原則であります天野、これ私の言い方が悪かったんですもちろん1 個目も一つの変更なんですけど一行目と2 個目の変更は正直言って名前を書いていた形なので内容的には変更ないかなと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:42	三つ目は割とちょっと何か内容チックな変更行為だなと思ったんですけども、それも含めてあんまり、
0:30:50	何、何ですかねさ最終的になっていうかねQMS体系としては大きな変更はないっていう、
0:30:57	そういう内容自体には変更はないっていうそういう理解なんですか。まだ形式的な、
0:31:06	ていうことなんですかね。
0:31:08	はい。エネルギー収賄です。はい。おっしゃる通りでございます。
0:31:12	はい。結局、承知いたしました。
0:31:16	はい。
0:31:19	金田ですけど、今、
0:31:21	いいものはもうちょっとちゃんと確認しといた方がいいと思うんですけど。
0:31:24	この8ページ目と9ページ目の話は、
0:31:31	審査の
0:31:32	対象なのか、対象じゃないのかみたいのをちゃんと整理しといた方がよくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:37	例えば 8 ページ目の②の図番号の修正等っていうのはもう、これ本当の適正化の話で、
0:31:45	審査の対し、
0:31:47	対象でもないっていうか
0:31:50	うちの審査書との関係でいうと基準適合性なんか登場しないような話で、
0:31:56	その他記載の適正化であるってそういうイメージになってますかね。
0:32:02	N D C 払いです。その通りです。通番の修正及び訓練記載箇所の適正化については、江藤、おっしゃる通りで、
0:32:13	変更している記載箇所の件なんていうんですかね。
0:32:18	修正といったような形で、基準規則に出てくるような内容ではございません。わかりました。
0:32:26	エステ何とすると
0:32:29	図番号の修正と訓練記載箇所の適正化。
0:32:34	っていうのは本当の適正なんていうかな、審査対象でもないようなただ変更するんで申請してきました。
0:32:42	という、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:44	整理で持ってこられると理解しました。で、
0:32:48	ただ①の話はもうこれ中身に伝える話で、
0:32:53	ほぼ適正化なのか、浸水高案件の国が変わる話なのかっていうと、ちょっとちゃんと整理しといた方がいいと思うんですけど。
0:33:02	これはどっちなんですかね。
0:33:04	本当の適正化みたい図番号の適正化みたいなもので、審査基準との関係でも全然関係ありませんって話なのか。
0:33:13	そうでもなくて、下に関わる話なんですってということだとすると、何か後者のような感じもするんですけどね。
0:33:25	N D C 払いです。
0:33:28	こちらについては、当方の人、そうですね。再度、ちょっと関係者、関係者で協議をして、内容、適正に整理していきたいと思います。わかりました。
0:33:40	なので、もうこれはもうちょっとストレートに言いますけれども、
0:33:45	我々が新新こちらの書類に整えるときに、
0:33:49	記載の適正化のカテゴリーにするのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:53	基準適合を見るっていうカテゴリー理解するかで随分違うんですね、そちらもそのどっちのカテゴリにするのかで、どういう資料を準備すればいいのかっていうのが、
0:34:05	スタンス変わってきますよね。
0:34:07	マルチみたいな話は本当の適正化なんですっていうことであればちょっとそう説明して欲しいんですよね。
0:34:14	例えばその品質保証マニュアルと、品質関係、安全衛生保証マニュアルに変更して、単に、
0:34:22	本当にただ名前が変更になっただけなんですと。
0:34:26	いいものなのか、本当に中身としても変わったんですという話なのか。
0:34:32	今の話だと多分中身も変わってるはずなんですよこれは。
0:34:37	違うのかな。
0:34:40	その品質環境。
0:34:43	安全衛生の話を統一したっていう。
0:34:48	従ってマニュアルの内容自体が全く変わったんだったら変わりましたっていう説明だし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:54	ちょっとそこは整理してもらいたいです。名前が単に変わっただけなのか、本当にマニュアルの中身自体が変わったのかっていう説明。
0:35:03	品質マネジメントシステムとほぼの品質保証、品質目標の話も、
0:35:10	これはちょっと名前が変わっただけのような気もするんだけど、
0:35:15	中身が変わったのか、名称だけ変わったのかも整理してもらって、
0:35:21	最後の3ポツ目の話は明快に変わってますよね。
0:35:25	保安品質保証責任者の選任が、
0:35:29	技術推進品質管理部長。
0:35:37	責任者にする。
0:35:39	ていう話だったのが、
0:35:42	管理者層である他のものを説明することもあり得るってということでメーカーにその対象の範囲が変わってるはずだから、
0:35:50	中身が変わってんのかなと。
0:35:52	いう気がしますけどね。
0:35:56	なので、今の、これ見る限り、
0:36:00	丸井。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:01	8 ページ目の①と②では大きな違いがあって、②みたいな話は、本当の記者の適正化で、
0:36:08	①みたいなのは、記載の適正化ってよりか、ちょっと中身の変更が、
0:36:13	経費だけでも含まれている。
0:36:15	だとすると、
0:36:19	9 ページ目の説明を具体的に何が変更されたのかっていう、ちょっと補足っていうのかな。
0:36:27	ただ、マニュアル名が変わったのか、マニュアルの中身が変わったのか。
0:36:34	品質マネジメントシステムと保安品質マネジメントシステム変更になりましたけどこれ何か具体的に何か変わったのか変わってないか。
0:36:42	保安品成績保証責任者の選任については対象範囲が、
0:36:47	広がっているので、対象範囲や、
0:36:50	もうちょっとこういう理由で
0:36:52	広げた方がいいとか何とかみたいな、ちょっと 9 ページ目をもうちょっと膨らませて欲しいなど。
0:36:59	次の面、初回の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:01	申請出されて、紹介の面談時には、ちょっと9ページ目をちょっと拡充した、スタイルを作ってもらえれば、
0:37:11	審査のスムーズにいくんじゃないかと思いましたが、
0:37:14	この点NDCさんどうですか。
0:37:18	あ、すみませんNDCノタキと申します。印象担当します。どうぞ。
0:37:23	先ほどの1点目なんですけど、
0:37:26	今回品質保証マニュアルを品質環境安全性マニュアルに変更してるんですけど、
0:37:33	こちらの内容っていうのは従来品質保証だけだったものを今年の4月からですね、括弧、定性活動と安全性活動、こちらも、
0:37:44	全部含み、マネジメントシステムにつきまして、うん。そす品質環境安全性はマニュアルっていう愛でるっていうこちらの
0:37:54	下で各活動を実施するというような内容にしてまして、
0:37:58	意味で内容は変わっております。はい、わかりました。はい。名称の変更だけではないっていう。うん。はい。です。
0:38:07	三つ目の江藤技術推進品質部、品質管理部長、こちらの方、役職だけだとその他の者も選任できるようにしてるという、こちらも

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:19	広く範囲をふやし、広げていますのでこちらもちょっと単なる変更のみではないというような道、
0:38:30	はい。いうことで休憩1名ですかね、ちょっと具体的にもうちょっとか記載するようにしたいと思います。
0:38:37	今能勢サナダですけれども2ポツ目は、どうなんですか。
0:38:45	基地は、
0:38:47	着地型。
0:38:49	ちょっとは、
0:38:55	N E Cの滝です。二つ目につきましては前回の保安規定の改定の際にちょっとは漏れがありましたので、
0:39:04	そういう意味で適正化と言うような、
0:39:07	はい、西井です。なるほどなるほど。
0:39:09	はい。阿曾。そこをちょっとクリアにしてもらった方がいいですね
0:39:13	1日目と3ポツ目は明快にその中身が変わっているのでそういう説明に紙が必要で、
0:39:20	2ポツ目の話は本当に、
0:39:23	単なる反映漏れなんですということであればちょっとそういった形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:29	名称は変更するんだけど実際中身は変更がないみたいな形でちゃんと説明。
0:39:35	仕切ってもらえればいいのか。
0:39:38	延伸ノタキです。了解しました。
0:39:42	もうちょっと言うと3つめってその名なんで変えるんですけど、理由とかはあるんですか。
0:39:48	率直に。
0:39:50	えっとですね、西野滝です。今まで品質保証責任者って
0:39:57	これまで技術推進、品質保証管理部長がずっとやってるんですけど、
0:40:02	たまたまずっとその役職になってるんですけど、
0:40:08	そういう場合もないこともあり得るということで、
0:40:13	これを機会にちょっと範囲広めたと、いうようなところが事実上値、なるほど。
0:40:20	はい。
0:40:25	1ポツ目の話も、
0:40:28	その品質環境安全衛生を統一したこと自体は問題がないんだけど、
0:40:33	その何で統一することにしたんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:39	石堂だけ、従来品証とあと環境と安全性だったんですけど、それはカット統一。
0:40:50	した方がいいっていう内外の意見がありまして、うん。マネジメントシステムを一つに合わせまして、うん。それどっかで改革活動、
0:41:01	院長活動不適合管理でスタートを、内部監査とかですね。
0:41:06	その辺の活動を統一して実施することにしたということで
0:41:13	こういったマニュアルも、一つに合わせて実施していくと、というような状況です。わかります。
0:41:19	なので、サナダです。なんでちょっとお願いとしては
0:41:24	もちろんもう品質環境安全衛生が統一されているところは問題ないんですけど
0:41:31	なぜ統一したのかっていうところも、
0:41:34	こういう理由で、
0:41:36	社内として統一しました。
0:41:39	その結果として、
0:41:42	今回マニュアルも変わったっていうことなんで、何で変更したのかっていう背景の有無も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:49	資料に入れてもらいたいし、その
0:41:53	3 ポツ目。
0:41:55	技術推進品質管理部長。
0:42:00	以外にも、
0:42:02	対象の範囲を広げたっていうことについてもなぜかっていうその背景の有無を、
0:42:08	書いてもらえれば、
0:42:10	いいのかなと。
0:42:12	そこは対応できますよね。
0:42:15	現地ノタキです。了解しました。はい。はい。
0:42:23	上げてるじゃないですか。先ほどの身体汚染なんですけど、
0:42:28	品質保証マニュアル、品質環境安全性になったとしても私のイメージとしては、
0:42:35	品質保証マニュアル、第1章、第2章環境衛生保障ばるーマニュアルみたいな、第3章安全衛生保証マニュアルみたいな感じで我々が見るっていうか、審査対象になる品質保証マニュアル。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:47	この中身以外には変更があるのかないのか、そこがやっぱり気になるところなので、ないならない、まだそのマニュアル自体の構成とか変更なってんだけど、いわゆるその我々が申請するべき。
0:42:58	QMSの内容とかシステムには変更があるのかないのか。
0:43:02	そういう説明を追加でちょっとお願いできれば、ないんだからこういうような変更になってるんだと思いますけど。
0:43:09	嘘、そういう説明をよろしくお願いします。
0:43:12	はい。弁理士の滝です。はい。基本ないと、考えてますけど、そちらは明確にします。
0:43:20	はい。
0:43:21	はい。本日、本日は行政内容、行政の内容はこれでいいんですけども、ちなみこれは、
0:43:30	あとはもうスケジュールの話なんですけれども、いつごろ申請でいつまでっていうのは何かあるんでしょうか。
0:43:42	はい。NDCウワダイです。
0:43:45	こちらにつきましては、行政相談終わりました、
0:43:59	あれ、所長和智葛西。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:15	大瀬はございませんNDC笑いです。こちらにつきましては、8月中旬に申請を予定しております。
0:44:27	布施です。何か来それまでに欲しいっていうのは、特にまだないっていう理解でいいんですか。そう。そう。そういう話。
0:44:35	エヌ・ピー・シー岩井です。はい。今の現状では特にございません。
0:44:42	はい、原子力規制庁屋です。大体8月中ごとだったら、対通常のパターンだと、プラス、
0:44:51	3ヶ月くらい、何ヶ月じゃないか月に3ヶ月くらい。
0:44:56	なのかなと思って。
0:44:58	それくらいだろうと。
0:45:00	いう感じで考えてもらえればいいと思うんですよ。
0:45:05	NDCウワダイです。わかりました。
0:45:09	はい。原則成長しました後は保安規定の審査会の審査資料といたしまして前回もお願いしていると思いますけれども審査基準との変更内容と野間企画代表。
0:45:20	この変更内容がどの審査基準に該当すると考えているかっていうご説明。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:25	あとはあれですねとまず、今日の面談の中でもありましたけど変更内容は許可と整合しているかどうかというのも審査の対象になりますので許可との整合性に係る審査資料も、
0:45:36	審査の際にはご提出をよろしくお願いいたします。
0:45:42	はい。NDCウワダイです。了解いたしました。
0:45:47	はい、原子炉規制庁柳井です。こちらからの質問と後、行政相談内容は以上ですけど、そちらから何か最後に質問等ございますでしょうか。
0:45:57	NDC 払いです。特に質問等ございません。
0:46:02	はい。原子炉規制庁柳下それでは本日の行政等でまとめさせていただきますと、
0:46:09	次回の面談といたしましては申請がありましたら申請を初回面談として面談を実施させていただく。
0:46:18	新制度も8月頃でその際には、
0:46:22	二つ目の変更内容の、線量当量率との測定頻度をどのような考え方で直すのかというような詳しい進むであるとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:32	記載の適正化の中に、今のところまでと言いますけれどもマネジメントシステムの変更内容について本当に記載の適正化なのか何か変わるのかっていうのを整理していただくと、
0:46:45	はい。ということが本日の面談になりますけど認識あくまででしょうか。
0:46:50	N D C ウワダイです。合っております。
0:46:54	はい。現職精査じゃないすそれでは本日の面談これで終了させていただきます。ありがとうございました。
0:47:00	ありがとうございました。どうでした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。